調達要求番号：

<table>
<tr><td colspan="4">陸　上　自　衛　隊　仕　様　書</td></tr>
<tr><td>物　品　番　号</td><td></td><td colspan="2">仕　様　書　番　号</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="5">電源車用トレーラ（１１短ＳＡＭ電源部用）</td><td colspan="2">ＧＶ－Ｄ１１００１８</td></tr>
<tr><td>防衛大臣承認</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>作　　成</td><td>平成２４年　９月２０日</td></tr>
<tr><td>変　　更</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>作成部隊等名</td><td>補給統制本部　火器車両部</td></tr>
</table>

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，陸上自衛隊において使用する電源車用トレーラ（１１短ＳＡＭ電源部用）（以下，“トレーラ”という。）について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，次によるほか，ＪＩＳ Ｄ ０１０１，ＪＩＳ Ｄ ０１０２，ＪＩＳ Ｄ ０１０５，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１及びＧＧＭ－Ｙ６２０００１による。

1.2.1

空車状態

トレーラに潤滑油及び油脂類を全量搭載し，附属品及び予備部品を取付位置などに収納した状態をいう。

1.2.2

最大積載状態

空車状態のトレーラに最大積載質量１ ４００ｋｇの荷物を均等に積載した状態をいう。

1.2.3

検査時車両状態

空車状態に１名が乗車したけん引車両と空車状態のトレーラを連結した状態をいう。

1.3　製品の呼び方

製品の呼び方は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，電源車用トレーラ（１１短ＳＡＭ電源部用）とする。

1.4　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a)　**規格**

ＪＩＳ Ｂ １１０１ ～１３５９	ねじ部品類
ＪＩＳ Ｃ ７５０６－１	自動車用電球類－第１部：寸法，電気的・光学的初特性
ＪＩＳ Ｄ ０１０１	自動車の種類に関する用語
ＪＩＳ Ｄ ０１０２	自動車用語－自動車の寸法，質量，荷重及び性能
ＪＩＳ Ｄ ０１０５	トラックの普通荷台に関する用語
ＪＩＳ Ｄ ４１０２	空気入りタイヤ用ホイール及びリム－用語・呼び・表示
ＪＩＳ Ｄ ６６０１	フルトレーラ用ドローバーアイの形状・寸法及び作動範囲
ＪＩＳ Ｄ ６６０６	トラックトラクタ及びトレーラ用７極電線カップリング

ＮＤＳ Ｚ ８０１１　角形銘板
ＮＤＳ Ｚ ８２０１　標準色
ＪＡＴＭＡ ＹＥＡＲ ＢＯＯＫ　日本自動車タイヤ協会規格

b)　**仕様書**
ＤＳＰ Ｄ ０００３　３$\frac{1}{2}$トラック
ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ００００01　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書
ＧＧＭ－Ｙ６２０００１　１１式短距離地対空誘導弾
ＧＱ－Ｋ０００４０　外部用フタル酸樹脂エナメル（迷彩用）

c)　**法令等**
自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和４５年防衛庁訓令第１号）
技術変更提案の処理について（通達）［陸幕装計第７２号（１０．３．２６）］
装備品の迷彩塗装及び国際平和協力活動参加時の塗装の基準について（通達）［陸幕装計第２７２号（２２．７．１２)］

2　製品に関する要求

2.1　一般的要求事項

このトレーラは，“自衛隊の使用する自動車に関する訓令”（以下，“訓令”という。）に適合するとともに，ＧＧＭ－Ｙ６２０００１の**附属書**Ｆで規定する電源部を搭載し，ＤＳＰ Ｄ ０００３に連結しての使用に十分耐え得る構造とする。

2.2　構成

構成は，次による。

a)　走行装置
b)　ブレーキ装置
c)　懸架装置
d)　フレーム
e)　被けん引装置
f)　脚
g)　安定ジャッキ
h)　荷台
i)　灯火類
j)　附属装置など

2.3　ねじ部品類

ねじ部品類は，日本工業規格に規定されたもの[1]を使用するものとする。

なお，やむを得ず日本工業規格に規定されたものと同種のもので，日本工業規格以外のものを使用する場合は，契約担当官等（以下，“担当官”という。）の承認を得て，その他のねじ部品類を使用してもよい。

注[1]　日本工業規格に規定されたねじ部品とは，ＪＩＳ Ｂ １１０１～１３５９までのねじ，ボルト，ナット，座金，ピンなどをいう。

2.4　構造・形状・寸法

2.4.1　構造

構造は，次によるほか，訓令に適合するものとする。

なお，細部については，承認図面による。

a)　走行装置は，１軸２輪とし，次による。

1)　車軸は，死軸式とする。

2)　タイヤは，ＪＡＴＭＡ　ＹＥＡＲ　ＢＯＯＫの１２Ｒ２２．５－１４ＰＲチューブなしを２本取り付けるものとし，リムは，ＪＩＳ　Ｄ　４１０２の呼び方が２２．５×８．２５とする。

b)　ブレーキ装置は，次による。

1)　常用ブレーキは，空気倍力装置による油圧式２輪作動形とし，走行中にけん引車両とトレーラが離れたとき，自動的に制動する非常用ブレーキ装置を設けるものとする。

なお，エアホース先端にエアブレーキカップリングを取り付けるものとし，エアホースの長さは，けん引走行に必要な長さとする。

2)　駐車ブレーキは，機械式車輪制動形の手動ブレーキとし，駐車ブレーキレバーを荷台前方に取り付けるものとする。

c)　懸架装置は，縦置き半だ円板ばね式の車軸式懸架とし，ショックアブソーバは，筒形油圧単動式とする。

d)　フレームは，コ形断面などのはしご形とする。

e)　被けん引装置は，次による。

1)　コ形断面などのけん引棒をフレーム前方に八の字に取り付けるものとする。

2)　ドローバーアイ[1)]をけん引棒先端上部に取り付けるものとする。

注[1)]　ＪＩＳ　Ｄ　６６０１の形状及び寸法による。

3)　フック付き鎖をけん引棒先端の右側及び左側にそれぞれ取り付けるものとする。

なお，フック付き鎖の長さは，けん引走行に必要な長さとする。

4)　７極電線カップリング[2)]を取り付けたケーブル[3)]をトレーラ前方に配線するものとする。

なお，ケーブルの長さは，けん引走行に必要な長さとする。

注[2)]　ＪＩＳ　Ｄ　６６０６の　７ＴＰ－１

[3)]　ＪＩＳ　Ｄ　６６０６の**附属書**によるジャンパケーブルの７ＴＣ

f)　脚は,車輪付きの折り畳み及びスクリュージャッキ式とし,けん引棒下部に取り付けるものとする。

g)　折り畳み式の安定ジャッキ２個をトレーラ後部に取り付けるものとする。

h)　荷台は，鋼製で溶接によりフレームに取り付けられるものとし，電源部を搭載し，荷台の下側から固定できる脱落防止機構のボルト及びガイドピンなどを**図**1に基づき，設けるものとする。

i)　灯火類は，**表**1を標準とする。

表1－灯火類

<table>
<tr><th colspan="2">名称</th><th colspan="2">規定</th><th>数量</th></tr>
<tr><td colspan="2">制動灯兼尾灯</td><td rowspan="2">ＪＩＳ　Ｃ　７５０６－１の自動車用電球</td><td>２４　Ｖ　２１／５　Ｗ</td><td>2</td></tr>
<tr><td colspan="2">番号灯</td><td>２４　Ｖ　１２　Ｗ</td><td>1</td></tr>
<tr><td colspan="2">方向指示器</td><td rowspan="2">非常用点滅表示灯と兼用　ＪＩＳ　Ｃ　７５０６－１の自動車用電球</td><td>２４　Ｖ　２１　Ｗ</td><td>2</td></tr>
<tr><td colspan="2">車幅灯</td><td>２４　Ｖ　０．２　Ｗ</td><td>2</td></tr>
<tr><td colspan="2">後退灯</td><td rowspan="3">ＪＩＳ　Ｃ　７５０６－１の自動車用電球</td><td>２４　Ｖ　２１　Ｗ</td><td>1</td></tr>
<tr><td rowspan="2">管制灯</td><td>制動灯</td><td rowspan="2">２４　Ｖ　５　Ｗ又は６　Ｗ</td><td>2</td></tr>
<tr><td>尾灯</td><td>2</td></tr>
</table>

j)　附属装置などは，調達要領指定書によって指定する場合を除き，次による。

1)　７極電線カップリングのプラグ収納箱をけん引棒に取り付けるものとする。

2)　予備部品及び工具の収納箱（電源部用）をけん引棒に取り付けるものとする。

3)　通常用灯火と管制用灯火の切替スイッチをフレーム後部に取り付けるものとする。

4)　泥よけゴム付きのフェンダを荷台の右及び左外側にそれぞれ取り付けるものとする。

2.4.2　形状・寸法

形状及び寸法は，**図**2を標準とする。

なお，細部については，承認図面による。

2.5　質量

質量は，**表**2を標準とする。

表2－質量

単位　ｋｇ

区分	質量
空車状態の質量	１　０００
最大積載状態の質量	２　４００

2.6　外観・性能・機能

2.6.1　外観

外観は，次による。

a)　有害なきず，割れ，まくれその他の欠陥があってはならない。

b)　各部の塗装及びめっきにむらがあってはならない。

2.6.2　性能・機能

性能及び機能は，**表**8の試験方法によって試験したとき，**表**3による。

表3－性能・機能

項目		規定
性能	最大安定傾斜角	訓令の規定に適合するものとする。
	運行性能	異常があってはならない。
	制動装置性能	訓令の規定に適合するものとする。
	非常用ブレーキ装置	異常があってはならない。
機能		

2.7　塗装

塗装は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，十分な防錆処理を行った後に，次の方法で上塗りを行うものとし色見本を提出するものとする。

なお，細部については，承認図面による。

a)　車体外部はＧＱ－Ｋ０００００４０又はＧＱ－Ｋ０００００４０と同等以上の無鉛塗料によって塗装するものとし，塗装要領は，“装備品の迷彩塗装及び国際平和協力活動参加時の迷彩の基準について（通達）”の別冊第１によるものとする。ただし，同通達別冊第１の２（３）は，適用しないものとする。

なお，塗色については，ＮＤＳ　Ｚ　８２０１の色番号3414（濃緑色 7.5GY3/1）とする。

b)　車軸及び懸架装置（ディスクホイールを含む。）は，黒色とし，契約の相手方の仕様によって塗装するものとする。

2.8　製品の表示

製品の表示は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ００００００１の2.3によるものとし，トレーラの見やすい位置にＮＤＳ　Ｚ　８０１１の１種銘板を取り付けるものとする。

なお，細部については，承認図面による。

2.9　標識・自動車番号標

標識及び自動車番号標は，訓令による。

3　品質保証

監督及び検査は，担当官が定める監督・検査実施要領による。

4　出荷条件

出荷条件は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，商慣習による。

5　その他の指示

5.1　貸付品

貸付品は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，３$\frac{1}{2}$ｔトラックを貸し付けるものとする。

なお，貸付品の手続，取扱いなどについては，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の箇条5による。

5.2　附属品

附属品は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，**表4**による。

表4－附属品

品名	数量	注記
ラチェットハンドル	1	電源部固定ボルト着脱用
ラチェットレンチ用ソケット	1	

5.3　予備部品

予備部品は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，**表5**による。

表5－予備部品

品名	数量	注記
電球（２１　W／５　W）	2	制動及び尾灯用
電球（２１　W）	2	方向指示・後退及び非常点滅灯用
電球（１２　W）	2	番号灯用
電球（５　W又は６　W）	2	管制用尾灯及び制動灯用

5.4　承認用図面等

承認用図面等は，2.4.1，2.4.2 ,2.7及び 2.8に基づき作成し，担当官の承認を受けなければならない。

なお，作成及び提出の要領は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の2.2 及び箇条6による。

5.5　申請書類

契約の相手方は，訓令に基づく適用除外申請のため，次の書類各４部を契約後速やかに担当官を経由の上，調達要求元に提出するものとする。

なお，２回目以降の調達において，品目特性などの変更がない場合には，主要諸元表を除き，省略することができる。

a)　主要諸元表

b)　外観三面図又は外観四面図

c)　主要部強度計算書

5.6　納入書類

5.6.1　添付書類

添付書類は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，トレーラ１両ごとに**表6**のとおりとする。

表6－添付書類

名称	数量	注記
取扱説明書[a)]	各１	ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の7.1 による。
部品表（第１種）		ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の7.3 による。
納入装備品等のかしに関する契約条項		ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の7.4 による。
注[a)] 自衛隊車両に適合する給油図及び定期交換部品の交換周期表を含む。		

5.6.2 **提出書類**

提出書類は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，**表**7による。

なお，提出先は，調達要領指定書によって指定する。

表7－提出書類

名称	時期	部数	提出先	注記
取扱説明書[a)]	納入時	[c)]	[c)]	ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の7.1 による。
整備資料（第１種）[b)]				ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の7.2 による。
部品表（第１種）				ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の7.3 による。
写真				前方，後方及び左右側方（キャビネ版）
注[a)] 自衛隊車両に適合する給油図及び定期交換部品の交換周期表を含む。 [b)] 取扱説明書に含まれている場合は，提出しなくてもよい。 [c)] 部数，提出先及び要領（書類又は電子媒体）は，調達要領指定書によって指定する。				

5.7 **技術変更提案**

契約の相手方は，自らの発意又は官側の指示によって，技術変更をする場合は，“技術変更提案の処理について（通達）”別冊によって，担当官に提出するものとする。

5.8 **その他**

その他は,次による。

a) 契約の相手方は，トレーラ製作の終始にわたり，ＧＧＭ－Ｙ６２０００１の契約の相手方と調整，確認などを行い，電源部のトレーラへの組み付けなどについて確認するものとする。

b) 契約の相手方は，検査その他必要な技術資料を官側の要求によって，閲覧に供するものとする。

c) 契約の相手方は，この仕様書に疑義が生じた場合，担当官の指示を受けるものとする。

表8－試験方法

検査項目	試験方法	判定基準
ねじ部品類	—	2.3による。
構造		2.4.1による。
形状	目視による。	2.4.2による。
寸法・質量	空車状態で，トレーラの全長，全幅，輪距，最低地上高及び荷台の寸法並びに質量について計測器を使用して調べる。	2.4.2及び2.5による。
外観	目視による。	2.6.1による。
最大安定傾斜角	空車状態でけん引車両に連結し，傾斜台に載せ，右側及び左側に傾けたときの安定度を調べる。ただし，特に必要のある場合を除き，計算値の提示を受けて確認する。	2.6.2による。
運行性能	最大積載状態でけん引車両に連結し，平地，坂路，長坂路，舗装路，砂利道などを含む試験路を５０　ｋｍ以上走行するものとする。 　試験路を適宜数区間（出発点及び到着点を含む。）に区分して，各装置の機能，作動，漏れ，異音，過熱などを調べる。走行中においては，装置の機能，作動，異音などを調べる。	
制動装置性能	常用ブレーキ及び駐車ブレーキは，検査時車両状態で，ブレーキテスタによる試験を実施する。 　なお，ブレーキテスタを用いて試験することが困難であるときに限り，走行試験などの適切な方法により制動力を確認する。 駐車ブレーキは，最大積載状態で，１８　%勾配（ｔａｎの値）の平坦な乾燥したコンクリート又は同等の摩擦係数をもつ路面で停止できることを確認する。	
非常用ブレーキ装置	空車状態で，けん引車両に連結し，けん引車両の機関を始動させ，空気圧が４９０　ｋＰａ以上になったら，トレーラのブレーキエアホースを切り離し，けん引車両を低速発進させ，トレーラの制動状態を調べる。	
機能	作動，漏れ，異音，過熱などを調べる。	
塗装	目視による。	2.7による。
製品の表示		2.8による。
標識		2.9による。
注記　けん引車両は，３½ｔトラックとする。		

単位　mm

図1－トレーラ荷台のインターフェース

単位　ｍｍ

294
1 350
2 550
4 270
(900)
920
1 220
3 095
(1 100)

図2－電源車用トレーラ（１１短ＳＡＭ電源部用）